

令和5年11月定例会 消費者・環境対策特別委員会（事前）

令和5年11月28日（火）

〔委員会の概要〕

浪越委員長

ただいまから、消費者・環境対策特別委員会を開会いたします。（10時31分）

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、お手元の議事次第のとおりでございます。

まず、当委員会の付議事件に関する提出予定案件について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】

○提出予定案件について（説明資料（その2））

○県土整備部水・環境課指定管理候補者の選定結果について（資料1）

平井危機管理環境部長

11月定例会に提出を予定しております、消費者・環境対策関係の案件につきまして、御説明を申し上げます。

まず、私からは危機管理環境部関係について御説明を申し上げ、順次、各所管部から御説明を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

4ページを御覧いただければと存じます。その他の議案等の（1）、条例案、アの徳島県公害紛争処理条例等の一部を改正する条例についてでございます。

現在、収入証紙による収入の方法により徴収をしております、県の使用料及び手数料につきまして、遠隔地に居住されているなどの理由により、証紙の購入が困難である方の利便性の向上を図るため、令和6年1月1日から、証紙に代えて納付書での納付も可能とする制度が開始されますことから、収納方法について、証紙によることと現在明記されております、徳島県公害紛争処理条例、徳島県保健所の設置及び管理に関する条例、徳島県飼料検定条例の三つの条例につきまして、納付書での納付も可能となるよう、規定を改正するものでございます。

危機管理環境部関係の提出予定案件の説明につきましては、以上でございます。

なお、報告事項はございません。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

松野県土整備部長

続きまして県土整備部関係の提出予定案件につきまして、御説明申し上げます。

委員会説明資料その2の3ページを御覧ください。流域下水道事業会計の債務負担行為でございます。

今回、追加計上いたしますのは、旧吉野川流域下水道の管理運営を、5ページに記載の指定管理者に行わせることに伴いまして、必要となる指定管理料につきまして、記載の額を限度とした債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

5ページを御覧ください。その他の議案等といたしまして、指定管理者の指定について

でございます。

この度、指定管理者を更新する旧吉野川流域下水道につきましては、候補者の選定を行った結果、徳島県建設技術センター、テスコ株式会社、徳島県環境技術センターで構成をいたします、旧吉野川流域下水道管理運営共同事業体を指定管理者として指定するものでございます。

また、施設の指定の期間につきましては、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間となっております。選定結果等につきましては、資料1にございますので御参照いただければと思います。

以上で提出を予定しております案件の説明を終わらせていただきます。

報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

浪越委員長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会における質疑につきましては、提出予定案件に関する質疑及び緊急を要する案件に限定しておりますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは質疑をどうぞ。

立川委員

私からは特殊詐欺の被害について、お伺いをさせていただきます。

11月22日に知事と県警本部長によりまして、ストップ特殊詐欺被害宣言が実施されました。これは特殊詐欺の多発を受けての共同宣言であったとお聞きしておりますが、改めて特殊詐欺の被害状況について教えてください。

林消費者政策課長

ただいま、立川委員より、特殊詐欺の被害状況についての御質問を頂きました。

令和5年におけます特殊詐欺の被害状況につきましては、県警本部の公表数字でございますけれども、10月末現在で51件、被害額では3億2,847万円となっております。

これは前年同期比で、件数では約1.8倍、被害額では5.8倍と急増している状況でございます。

11月以降も詐欺被害は後を絶たず、報道上ではありますけれども、11月20日現在で59件、被害額では3億5,023万円と、金額ベースでは過去10年で最悪という数字になってございます。

また、9月末時点の被害額の全国比較につきましては、人口割合でワースト2位となるなど、極めて深刻な状況でございます。

立川委員

件数では約2倍、被害額に至っては約6倍で、金額ベースでは過去10年で最悪、被害額の全国比較ではワースト2位。

これは今日の新聞にも出ていますけれども、ある程度の被害は承知しておったのですが、

異常なペースということで、これは本当に極めて憂慮すべき状態であります。このように被害が多発する中で、どのような手口の被害が増加しているのか、また、被害を受けた方の年齢層など特徴があるんだったら教えてください。

林消費者政策課長

ただいま、立川委員より、特殊詐欺はどのような手口が多いのか、また、被害を受けた年齢層などについての御質問を頂きました。

まず特殊詐欺被害の手口、いわゆる累計別の発生状況でございますけれども、令和5年10月末時点の件数ベースでは、未払料金など架空の事実を口実に金銭をだまし取る、いわゆる架空料金請求詐欺が多くございます。

また、金額ベースで多いのは未公開株の有価証券に関する虚偽情報を提供し、購入すれば必ずもうかるといったふうに誤信させて、金銭をだまし取る金融商品詐欺が最も多くなっております。

続きまして、詐欺被害を受けました年齢層といたしましては、20代から90代と幅広い年代に被害が発生しておりますけれども、やはり、中でも65歳以上の高齢者における被害が、件数で約6割、被害金額では約7割を占めている状況でございます。

立川委員

高齢者の件数が6割で被害額が7割、これは高齢者を中心に特殊詐欺被害が発生しているという状況であります。

今後、より一層の注意喚起や防止対策が必要だと思うのですが、今回の宣言を受けて、どのように対策を強化していくのか教えてください。

林消費者政策課長

ただいま、立川委員より、この度の共同宣言を受けて、どのように対策を強化していくのかという御質問を頂きました。

この度、共同宣言をいたしました県警と連携をいたしまして、県及び県警ホームページの公式SNS、メルマガの配信、ラジオ広報と、ショッピングセンターや金融機関、コンビニ等での啓発、様々な媒体を通しての注意喚起を強化してございます。

また、市町村の消費生活担当課、消費生活センター、消費者団体、保健福祉、消防等、地域の団体で構成されます各地域の見守りネットワークに対しまして、一層の注意喚起を要請したところでございます。

この度の被害が、高齢者詐欺被害の割合が多いことを踏まえまして、新たに老人クラブ連合会におきまして、共同宣言を踏まえまして詐欺手口の注意点に関する機関誌への掲載でございますとか、講習会を開催するとともに、新たに県内小中学校に対しましても、今回の宣言内容を通知して、児童生徒、保護者への通知を行うことで子世代、孫世代を通して呼びかけを図るなど、あらゆる方面からの周知啓発を強化してまいるところでございます。

防止対策の強化では、来月にも市町の見守りネットワーク研修会を開催いたしまして、被害が多発する架空請求や金融特殊詐欺に関する講習を行い、詐欺の手口や対応の理解を

深めることで、見守り機能の強化を図ってまいります。

また、特殊詐欺被害の連絡手段で最も多いのが固定電話でございます。その対策といたしまして、県警が実施しております防犯機能付き電話設置事業に新たに見守りネットワークとの連携体制を構築いたしまして、ネットワーク構成員からの情報を基に、高齢者を中心とした要配慮者への効果的な設置を行ってまいりたいと考えてございます。

今後とも、県警と連携いたしまして、複雑・巧妙化する特殊詐欺の手口、対応に関する周知を行いまして、特殊詐欺の見守り機能の強化を図るなど対策を講じて、被害の未然防止、拡大防止に努めてまいりたいと考えてございます。

立川委員

しっかり周知、取組をしていただきたいと思えます。答弁にもございましたけれども、犯人グループは社会情勢などにおいて、巧妙に手を変え品を変え、あの手この手で、言い方は悪いかも知れませんが、数撃ちや当たると、引っ掛かると、そのように思って特殊詐欺を仕掛けてきます。

特殊詐欺というのは今に始まったということではなくて、江戸時代にもこういうことはあったし、たちごっこになっているのですが、被害を可能な限り減らすためにも、今後とも県警と連携していただいて、詐欺の手口や被害の傾向をしっかりと分析して、効果的な注意喚起や防止対策を講じて、卑劣な特殊詐欺の撲滅にしっかりと取り組んでいただきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

浪越委員長

ほかに質疑はございますか。なければ以上で質疑を終わります。

これをもって、消費者・環境対策特別委員会を閉会いたします。（10時42分）